

全国各地で、個人情報聞き取ろうとする事例が多発しています。

不審な電話があった際は、以下の点にご注意ください。

- ◆安易に個人の情報（氏名・住所・生年月日・世帯構成など）を教えない
- ◆広域連合・県・市町村職員や厚生労働省職員が、マイナ保険証や資格確認書の不正利用の確認や、給付金の支給に関する業務を電話で連絡することは絶対にありません
- ◆不審な問い合わせには即答せず、相手の身分（所属など）や氏名を確認し、広域連合やお住いの市町村の後期高齢者医療担当課までお問い合わせください

お問い合わせ先 青森県後期高齢者医療広域連合
TEL : 017-721-3821

【県内での事例】

◆令和8年6月19日（金） 弘前市

【概要】

事例①

被保険者宅に0120から始まる番号から架電があった。以前、被保険者宅に「大切な郵便物を預かっている。期限は今日まで。」という主旨で0120から始まる番号から架電があったため、不審に思い電話に出なかったとのこと。

事例②

事例①と同様の事案の報告が同市在住の被保険者から2件寄せられていたが、いずれも被保険者が不審に思い電話を取らなかった。留守電に残っていた内容は、「マイナンバーカードが使えなくなります。手続きをする場合は1番を押してください。」という自動音声のようなものであった。

同週に当広域連合から『マイナ保険証利用促進に係る周知広報用ハガキ』が届いていたため、マイナンバーカードの手続きが必要となるのか不安になり、当広域連合へ問い合わせしたとのこと。

【対応】

事例①

市町村や広域連合、その他公的機関がフリーダイヤルを用いて被保険者に架電することはなく、問い合わせなどがあった場合を除き、被保険者の連絡先を保持することはないと説明し、今後同様の架電があった場合も応答しないよう伝えた。

また、大切な郵便物なのであれば、特定記録や簡易書留、ゆうパック等の状況確認が可能な手段を用いて郵送されるはずなので、郵便局ないし運送業者がそのような架電をするとは考えにくいことを伝えた。

事例②

当広域連合から届いたハガキの内容を簡潔に伝え、マイナンバーカードは有効期限前に更新作業を行うことで、使用できなくなることはないと説明した。

また、市町村や広域連合、その他公的機関がフリーダイヤルを用いて被保険者に架電することはなく、問い合わせなどがあった場合を除き、被保険者の連絡先を保持することはないと説明し、今後同様の架電があった場合も応答しないよう伝えた。

◆令和7年11月11日（火）14時30分頃 青森市

12日（水）15時10分頃 //

13日（木）13時00分頃 //

【概要】

被保険者に「2時間後に保険証が使えなくなる」という旨の自動音声による架電があった。9番を押すよう指示されるも、被保険者が不審に思い切電した。（9番を押すも応答がなかったという報告もあり。）

【対応】

市や広域連合、その他公的機関からそのような連絡をすることはなく、今後同様の架電があった場合も個人情報等は教えず、すぐに切電するよう伝えた。

◆令和7年11月12日（水） 9時10分頃 青森市

【概要】

被保険者に公的機関の職員を名乗る男性から「2時間後に保険証が使用できなくなるため、名前、住所、生年月日を教えてほしい。」という架電があった。被保険者は不審に思い回答せず切電した。市役所に問い合わせたことで本件が発覚。

【対応】

市や広域連合、その他公的機関からそのような連絡をすることはなく、今後同様の架電があった場合は、すぐに切電するよう伝えた。

◆令和7年11月12日（水） 不明 青森市

【概要】

被保険者に市役所職員を名乗る男性から「保険証の番号が違います。」という内容の留守電があった。被保険者が市役所に問い合わせたことで本件が発覚。

【対応】

市役所からはそのような電話はしていないこと、被保険者番号等を含む資格情報に変更がないことを説明し、同様の架電があった場合は市役所に問い合わせるよう案内した。

◆令和7年11月10日（月） 14時40分頃、15時20分頃 青森市

【概要】

被保険者に「保険証が使えなくなる」「マイナ保険証が使えなくなった」という旨の架電（自動音声によるものを含む。）があった。いずれの事例も被保険者が不審に思い切電し、市役所に問い合わせたことで本事案が発覚した。

【対応】

市役所や広域連合、その他公共機関からそのような連絡はしないことを説明し、今後同様の架電があった場合も個人情報等は教えず、すぐに切電するよう伝えた。

◆令和7年10月29日（水） 10時00分頃 黒石市

【概要】

被保険者に「保険証が不正利用されている。今後マイナ保険証の利用を1年間停止する。」という内容の架電があった。警察に相談してから折り返し連絡するので名前と電話番号を教えるよう相手方に伝えたと切電された。

【対応】

被保険者の受診歴を確認したが、電話口で告げられた病院での受診歴は確認できなかったことを伝え、不安であれば警察へ相談するよう伝えた。また、マイナ保険証は解除申請が必要であることを伝え、マイナ保険証の一時停止の受付先などを案内した。被害なし。

◆令和7年10月27日（月） 8時30分頃 弘前市
10時15分頃 三戸町

【概要】

被保険者に自動音声案内で「ホケンキョク」を名乗る自動音声の架電があった。すぐに切電した被保険者もいたが、応答した被保険者には「保険証のことで大切なお知らせがある。1番を押してください。」といったガイダンスが流れたとのこと。

【対応】

保険証、資格確認書についてお知らせする場合は、文書で行う旨を被保険者に対して説明

した。今後同様の架電があった場合は注意するよう伝えた。

◆令和7年10月23日（木）、24日（金）

青森市、弘前市、八戸市、三沢市、六戸町、南部町

【概要】

被保険者に「保険証が使えなくなる」や「不正利用の疑いがあり利用停止にする」などの旨の架電（自動音声によるものを含む。）が多数確認された。自動音声の架電では保険局の身分を騙る事例もあった。1811 や 1855 から始まる電話番号であるとの報告もあった。

【対応】

報告のあった市町村がいずれも、「国や保険者が保険証の利用制限をかけることはない」「基本的には文書で通知する」という旨を被保険者に説明し、同様の電話があった場合はすぐに切電するよう伝えた。

◆令和7年10月3日（金） 14時30分頃 七戸町

【概要】

被保険者に自動音声案内で保険証に関する内容の架電があり、1番を押すよう指示があった。あいまいな内容を不審に思い、とっさに切電した。重要な内容であれば通知もしくは通話で詳しく対応され则认为、折り返しの連絡などはしなかった。

被保険者が役場に対し、自動音声での対応をしているのか問い合わせたことで本事案が発覚した。9月から同様の電話が多発しており、迷惑していると相談があった。

【対応】

資格確認書についてお知らせする場合は、あらかじめ手紙をお送りすることを伝え、詐欺に関連する架電であることを伝えた。今後、同様の架電があったときは警戒し、無視するよう伝えた。

◆令和7年10月3日（金） 不明 六ヶ所村

【概要】

被保険者宅に女性の声で電話がかかってきた。（所属等不明、音声ガイダンスか不明）

保険証のことで1を押すように言われ、押してしまったがすぐに電話が切れた。その後また架電があり「これが最後です」と言っていて、不審に思い健康課に問い合わせたことで本事案が発覚した。何度か架電があるとのこと。

【対応】

役場からはそのような連絡はしないことを説明し、今後同様の電話がかかってきても対

応しないよう伝えた。

◆令和7年10月3日（金） 不明 新郷村

【概要】

被保険者に「保険局」を名乗る自動音声の架電があり、「番号を押してください」と言われた。不審に思い電話を切った後、3回ほど同様の架電があったが、全て切電している。不安を感じたため役場に問い合わせたことで本事案が発覚した。

【対応】

おそらく詐欺の電話であるため、今後同様の架電があった際は、切電し役場に情報提供してほしい旨を伝えた。また、役場から警察へ情報提供を行った。

◆令和7年10月2日（木） 不明 青森市

【概要】

被保険者に保健医療局の職員から「氏名と使用している薬を教えてほしい」と電話があったが、不審に思ったため、電話を折り返すこととし、何も答えず電話を切った。折り返し先の電話番号は03-4253-1111

その後、青森市に「保健医療局」という部署は存在するのか問い合わせたことで本事案が発覚。以前にも「保険証が不正利用され、睡眠薬が処方されている」という電話があったとのこと。

【対応】

「保健医療局」という部署は、青森市ではなく厚生労働省に存在するが、代表電話番号は03-5253-1111と異なり、同様の不審電話の事例が他県でも発生していることから、折り返しの電話は不要であることを伝えた。

◆令和7年9月1日（月） 不明

【概要】

被保険者宅に「保険証に異常が発生した。」という内容の電話があった。詳細を聞き取る前に電話を切られたため、内容はわからなかったが、念のため当広域連合へ問い合わせをしたことで判明した。

【対応】

当広域連合では現在、被保険者証の新規発行を行っておらず、仮に何らかの異常が発生したとしても、その旨を被保険者宅に連絡することはないと説明した。また、詳細は不明だが詐欺の類の電話であることが推測されるため、同様の電話があった場合は、都度情報提供し

ていただくよう伝えた。

◆令和7年7月30日（水） 不明

【概要】

被保険者宅に4回程「保険証の件で何回電話しても音沙汰ないです。」と電話があった。録音したような声で応答がなく、資格確認書も届いているため、不審に思った被保険者が役場に問い合わせたことにより発覚した。

【対応】

被保険者に電話した職員がいなかった旨と、役場からの連絡であれば所属と氏名を名乗る旨を伝えた。再度架電があっても対応しないよう伝え、同様の電話があった場合は情報提供していただくよう伝え、警察への連絡を促した。

◆令和7年6月19日（木） 10：00頃

【概要】

青森市在住の被保険者宅に「保険証が不正利用されているので、利用停止をしなければならぬ」という旨の電話があった。家族構成などを聞かれたが、不審に感じたため何も答えなかった。被保険者が市役所に情報提供したため発覚した。被害なし。

【対応】

被保険者に対しては、市役所、広域連合及びその他公的機関からそのような連絡をすることはないと説明した。

◆令和7年6月19日（木） 13：30頃

【概要】

青森市在住の被保険者宅に複数回の着信があり、不審に感じながらも応答し、自動音声案内に従い“1番”を選択したところ「厚生労働省職員」を名乗る者から、「保険証の不正利用の疑いがある」と言われた。被保険者が「誰の保険証ですか？」と問いかけると、その問いに答えることなく電話が切れた。不審に思った被保険者が当広域連合に問い合わせたことで発覚した。被害なし。

【対応】

内容から詐欺の類の電話である可能性が高いため、同じ番号からの着信は応答しないよう伝えた。同様に複数回着信がある場合は、警察に相談するよう助言した。